学校法人偕星学園 一般事業主行動計画

(次世代育成対策推進法、女性活躍推進法 一体型)

令和4年8月1日

教職員が仕事と家庭生活を両立させることができ、特に女性が働きやすく能力を発揮し やすい職場環境を作ることによって、すべての職員が働きやすくその能力を十分に発揮で きるようにするため、次の行動計画を策定する。

2. 内容

(女性活躍推進法)

目標1:労働者に占める女性職員の割合を30%以上にする。

<対策>

●令和4年8月~ ・女性が活躍できる職場環境や風土を醸成し、多くの女性が事務・ 教育管理職を志すような環境を整備する。

(女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法)

目標2:年次有給休暇の取得促進により、職員の仕事と生活の調和を図る。

<対策>

- ●令和4年8月~ ・年次有給休暇の計画的利用を促進し、取得し易い職場環境作りに 努める。
 - ・取得状況の少ない職員には取得を勧奨する。

(女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法)

目標3:事務職員等の時間外勤務労働の削減を促進する。

●令和4年8月~ ・管理監督者は業務内容を点検するともに、業務の簡素化や見直しを 進め、適正な労働時間の管理の徹底に努める。